

静岡県告示第48号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年1月19日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉田大東線 小笠掛川線	菊川市下内田字段1637番の3	平成30年1月19日